

健康事業団だより

新年度が始まり、早くも1ヵ月が過ぎました。

皆様には健診日程の変更等でご迷惑をおかけしております。1日も早く、世界中の新型コロナウイルス感染症が終息し、平穏な日々が訪れますように…



「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について」通達がありました。

一般健康診断

（雇入れ時健診、定期健診
特定業務従事者健診 等）



令和2年6月末まで延期することとして差し支えない

特殊健康診断



法令に基づく頻度で実施

ただし、実施が困難な場合には、令和2年6月末まで延期することとして差し支えない

※当健康事業団では、新型コロナウイルス蔓延防止の観点から、肺機能検査を中止します。（高気圧業務、有機溶剤、特化物健診等）

新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）



～健康事業団の感染予防対策～

【事業団職員の感染予防対策】

- ① 出勤前に体温測定を行い、37.5℃以上の発熱がある場合は自宅待機とする。
- ② 風邪（咳、のどの痛み、鼻水等）の症状や強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ、37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合には、帰国者・接触者相談センターに相談する。
- ③ 健診の出発前に、体温測定を行い、37.5℃以上の発熱がある場合、健診に従事しない。（健診打ち合わせや保健指導等の場合も同様）
- ④ 出勤時、外出先から戻った時、健診会場到着時、午後の健診再開時等において、こまめに石けんによる手洗いをを行う。
- ⑤ 健診に従事する際には、マスクを着用する。
- ⑥ 庁舎内、健診会場、検診車内の換気を定期的に行う。検診車内の換気扇は常時回しておく。
- ⑦ 受診者が触れる部分の消毒をこまめに行う。

～健康事業団新型コロナウイルス感染症対策マニュアルより抜粋～

★密接する場面では、アクリル板の設置やフェイスシールド・ゴーグルの着用も行います。



【受診者様の皆さまへ】

下記のいずれかに該当される方は、受診をお控えいただき日程変更等の対応をお願いします。

- 風邪（咳・のどの痛み・鼻水等）の症状や37.5℃以上の発熱がある
- 強いだるさや息苦しさがある
- 新型コロナウイルス感染（疑い）のある方と濃厚接触して14日以内の方
- 海外への渡航歴があり、帰国して14日以内の方
- 緊急事態宣言対象都府県等から移動をして14日以内の方



おわがい



- ・熱を測ってから会場へお越しください。
- ・マスク着用をお願いします。
- ・受付に手指消毒剤を設置しますのでご利用ください。



★お気づきの点がございましたら、ご遠慮なくスタッフにお申し付けください。



たばこの新ルールご存知ですか？ ～2020年4月から受動喫煙対策が強化されました～



① 多くの施設において原則屋内禁煙に

なくそう！望まない受動喫煙。



学校、児童福祉施設、病院、
診療所、行政機関など

屋外を含めた施設内が原則禁煙

*ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置
がとられた場所に喫煙場所を設置することができる

飲食店、事務所、ホテルなど

原則屋内禁煙

*ただし、室外への煙の流出防止措置をした喫煙室を設置
することができる

② 屋内での喫煙は喫煙室限定

施設における事業の内容や経営規模への配慮から、施設の類型・場所ごとに、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められている。※設置可能となる条件は異なる。

喫煙専用室



○喫煙可能
×飲食等不可

加熱式たばこ専用喫煙室



○加熱式たばこのみ可能
○飲食等可能

喫煙目的室



○喫煙可能
○飲食等可能

※バー、スナック、公衆喫煙所など

喫煙可能室



○喫煙可能
○飲食等可能

③ 喫煙室には標識掲示が義務付けに



喫煙専用室あり
Designated
smoking room
available

〔喫煙〕には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。



加熱式たばこ専用喫煙室あり
Designated
heated tobacco
smoking room
available



喫煙目的室あり
Smoking room
available

〔喫煙〕には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。



喫煙可能室あり
Smoking room
available

〔喫煙〕には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。

④ 20歳未満の方は喫煙エリアへ立入禁止に



20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへは一切、立ち入ることができません。たとえ従業員であっても立入禁止です。万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の管理権原者等は指導・助言の対象となります。

5月17日は世界高血圧デーです。

血圧が上がる原因はたくさんありますが、その中の1つに「塩分の過剰摂取」があります。今年度より日本人の食事摂取基準*が改定され、成人男女の塩分摂取目標量が0.5g/日ずつ引き下げられました。

※健康増進法に基づき、国民の健康の保持・増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギー及び栄養素の量の基準を厚生労働大臣が定めるもので、5年毎に改定する

1日の塩分摂取目標量は？

男性：7.5g未満

女性：6.5g未満

高血圧の方：6g未満

減塩



公益財団法人 長崎県健康事業団

〒859-0401 諫早市多良見町化屋 986-3

TEL 0957-43-7131 (代表) FAX 0957-43-7139

<http://www.npmhc.jp>

